

平成 28 年 1 月 1 日

聖マリアンナ医科大学における
公的研究費の運営・管理に関する基本方針

学 長（最高管理責任者）

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 26 年 2 月 18 日
文部科学大臣決定）を踏まえ、本学における適切な公的研究費の運営・管理を行う
にあたり、以下のとおり基本方針を定める。

- 1 本学が公的研究費の運営・管理を適切に行うことができるよう、その責任体制
を明確にするため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責
任者を置き、学内外に周知・公表する。
- 2 本学において公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、不正防
止対策の理解や意識を高めるため、コンプライアンス教育を実施する。
- 3 不正が発生した際に、公正かつ迅速に調査・認定を行うため、調査委員会の任
務や調査手続き、不正が認定された際の措置等を明確に定める。
- 4 不正を未然に防止し、公的研究費の運営・管理を適切に行うための事務手続き
を明確に定める。